

# 利根地域の未来を考える政策プロジェクト会議設置要綱

(平成26年12月19日制定)

(令和4年5月6日改正)

## (設置)

第1条 今後加速する人口減少・超少子高齢社会への対応などをテーマとして、利根地域の将来に向けた課題を掘り下げ検討し、長期的な課題の解決を目指す市町を支援することを目的として、利根地域の未来を考える政策プロジェクト会議(以下「会議」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 会議は、第1条に掲げる目的に関する事項を所掌する。

## (組織)

第3条 会議のメンバーは、埼玉県利根地域振興センター(以下「センター」という。)の副所長兼地域調整幹及び地域振興担当職員、センター管内市町の企画担当課長及び企画担当職員をもって構成する。

2 会議に必要がある時は、有識者をメンバーとすることができます。

3 会議には、リーダー及びサブリーダーを置き、リーダーはセンターの副所長兼地域調整幹とし、サブリーダーはリーダーが委嘱する。

## (会議)

第4条 会議は、リーダーが招集する。

2 リーダーは、必要がある時は構成員以外の者を会議に出席させ、説明及び意見を聞くことができる。

## (会議の公開)

第5条 会議は、審議事業に係る事務及び事業の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき、又は公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる恐れがあると認められるときは、公開しないことができる。

## (庶務)

第6条 会議の庶務は、センターにおいて処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、センターが別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年1月15日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月25日から施行する。